

2022 年 1 月 1 日付「アマチュア資格規則」に関わる 支援団体との契約とそのロゴの表示に関するガイドライン

一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟（以下、本連盟）においては、R&A より 2022 年 1 月 1 日に新しく発行される「アマチュア資格規則」に伴い、各学校のゴルフ部及び加盟選手個人と支援団体との契約をその改定規則に沿って認めるものとする。

本連盟加盟の各ゴルフ部及び選手は、支援団体との契約にあたり以下のガイドラインを遵守すること。

1 支援団体との契約

支援団体との契約については、各学校ゴルフ部及び個人の裁量とするもので、本連盟が直接関与するものではない。

その契約は、各学校ゴルフ部及び個人それぞれの責任において締結することとする。

2 支援団体の活動内容・活動状況について

中学生・高校生のゴルフの活動を支援する団体として、契約する団体の活動内容や活動状況が適切かどうか正確に把握すること。

※反社会的勢力やそれに関わる団体や、中学生・高校生が法規上使用や購入することのできないようなレクリエーション施設や関連事業等の団体は、契約対象として不適切である。

3 支援団体との契約内容における留意事項

各学校ゴルフ部及び個人の契約の内容について、以下の点に留意すること。

- ・教育活動と健全な学校生活を妨げるものでないこと
- ・支援団体との契約が、受給または予定している奨学金等の妨げにならないこと

4 支援団体の広告・宣伝とロゴマークのユニフォームへの表示について

支援団体のロゴマークをユニフォームのシャツ・帽子とキャディバッグに表示することは、ユニフォーム規程の範囲内で認める（2022 年 4 月 1 日改定の本連盟「ユニフォーム規程」を参照）が、他の方法での支援団体の広告・宣伝については、原則として認めない。

なお、支援団体のロゴマークの表示については以下の内容について留意すること。

- ・ロゴマークの表示は、支援団体の社名・通称または商品名とし、文字表記および標章に限ること
- ・学校に対して支援する団体のロゴマークは、各学校において大きさ、デザイン等を統一し、シャツや帽子における表示場所も同一箇所とすること
- ・本連盟主催大会・研修会及び派遣大会の開催において、協賛・後援等の関連団体からの要請があった場合は、一部またはすべての支援団体のロゴの表示を禁止する場合があること

以上